

『くまもとの森林を守り育てる林業経営体』

の選定制度が開始されます！

I 「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」とは

本県の森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくためには、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体を確保することが重要となっています。県は、このような林業経営体へと育成を図る者を「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」として選定し、重点的に支援して参ります。

また、当選定制度により、森林経営管理法(平成30年法律第35号。以下「法」という。)第36条第2項の規定により経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の選定も併せて行うこととしています。

II 公募開始時期

平成31年(2019年)8月1日から開始し、審査後、9月末に公表します。

その後は、毎月1日から末日までに提出があった方について翌月審査し、その月末に県のHP等で公表します。(今後、制度の説明やPRを実施予定です。)

III 募集対象者

自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体で、IVの事項に意欲的に取り組む方。なお、経営体の組織形態(森林組合・会社・個人経営等)は問わないものとします。

IV 選定基準

1 『くまもとの森林を守り育てる林業経営体』(育成経営体)が取り組む(又は取り組む意向を表明する)事項

- (1) 素材生産の生産量の増加又は生産性の向上
- (2) 生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等
- (3) 造林・保育の省力化・低コスト化
- (4) 主伐後の再造林の確保
- (5) 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保
(事業実績を有すること。育成経営体1年、法第36条第2項に基づく民間事業者3年)
- (6) 伐採・造林に関する行動規範の策定
- (7) 雇用管理の改善及び労働安全対策
 - ① 県基本計画に定められた措置
 - ② 安全衛生教育や労災等への加入
- (8) コンプライアンスの確保

※「法第36条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者」については、上記事項に現に取り組んでいることに加え、以下の2点についても取り組む必要があります。

- ・ 常勤役員の設置
- ・ 経理的な基礎の確保として、債務超過状態ではないこと。

***** お問い合わせ先 *****

熊本県 農林水産部 森林局 林業振興課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL:096-333-2444(直通)

FAX:096-381-8710

又は、所管の広域本部・地域振興局林務課

ホームページ:http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_23907.html